

**地域密着型（総合事業）通所介護
「老人デイサービスセンター 高倉荘」
利用契約書兼重要事項説明書**

令和 6 年 6 月 1 日改正

当施設は、利用者様に対して、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう（総合事業）通所介護を提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を、次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

事業所の名称	社会福祉法人 高新会
法人の所在地	岡山県高梁市高倉町飯部 3 3 4 4 - 1
代表者氏名	理事長 田原 茂穂
電話番号	0866-26-1555
設立年月日	平成 2 4 年 1 月 2 0 日

2. ご利用施設

施設の名称	地域密着型老人デイサービスセンター 高倉荘
介護保険事業所番号	3 3 7 0 9 0 0 5 8 5
施設の所在地	岡山県高梁市高倉町飯部 3 3 4 4 - 1
管理者	施設長 川上 久志
基本理念	利用者の声を聴くことを何より大切にし 快適な生活を追及する。
電話番号	電話：0866-26-1555 FAX：0866-26-1777
事業所の通常の 事業の実施地域	高梁市 （おおむね片道 3 0 分以内の区域）
利用定員	1 0 名

3. 営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、金、土 （ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く）
営業時間	8：30 ～ 17：30
サービス提供時間	10：00 ～ 16：15

4. 職員体制

職種	職務内容	職員数
管理者	サービス管理全般	1名
生活相談員	生活上の相談等	1名
看護職員 機能訓練員	サービス提供中の心身の状況等の把握 通所介護計画書に基づく機能訓練	1名（兼務）
介護職員	通所介護計画書に基づく日常生活のお世話	4名

5. 提供するサービスの内容

種類	内 容
送迎	社有車両により玄関まで送迎します。
日常生活のお世話	食事 ・栄養士が立てる献立によって、栄養と利用者様の身体状況に配慮した食事を提供します。
	入浴 ・利用者様が身体の清潔を保持し、快適な生活を営むことができるように、入浴を提供します。
	着替え 整容等 ・利用者様の状況に応じて、適切な着替え・整容が行われるよう援助します。
	排泄 ・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
機能訓練	・利用者様の心身の状態に適した機能訓練、レクリエーション、季節ごとの行事などを行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康チェック	・利用時には看護師によるバイタルチェック・服薬等管理を行っています。
生活相談	・利用者様およびその家族様等からの、相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

6. 利用料金

（総合事業）通所介護

・高梁市（1ヶ月定額、入浴料を含む）

要支援度	利用金額(1割負担)	利用金額(2割負担)	利用金額(3割負担)
要支援1 事業対象者	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	3,621円	7,242円	10,863円

・新見市（日額、入浴料を含む）

要支援度	利用金額(1割負担)	利用金額(2割負担)	利用金額(3割負担)
要支援1 事業対象者	436円	872円	1,308円
要支援2	447円	894円	1,341円

地域密着型通所介護（日額）

要介護度	利用料金(1割負担)	利用金額(2割負担)	利用金額(3割負担)
要介護1	678円	1,356円	2,034円
要介護2	801円	1,602円	2,403円
要介護3	925円	1,850円	2,775円
要介護4	1,049円	2,098円	3,147円
要介護5	1,172円	2,344円	3,516円
入浴介助加算(Ⅱ)	40円	80円	120円

☆上記以外に介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)が加算されます。(8.0%)

※区分支給限度基準額を超えて利用された場合は、実費(10割負担)になります。

その他

項目	基準額	備考
食事	630円	昼食、おやつ
クラフト費	200円	
レクリエーション等の材料費等	実費	内容により異なる
日用雑貨	実費	内容により異なる

7. 利用料金のお支払方法

前記の利用料金は1カ月ごとに計算し請求いたしますので、翌月の20日までに下記の方法でお支払ください。

◎下記の金融機関からの自動引き落とし

JA 晴れの国岡山 備北信用金庫 *手数料はお客様負担といたします。

8. サービスの追加と中止の取り扱いについて

(1) キャンセル料について

都合により利用を中止する場合、キャンセル料が必要となる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。ただし、体調の急変など、緊急やむをえない理由により利用を中止される場合は、キャンセル料はいただきません。

サービス利用日の朝8時30分まで連絡いただいた場合	無料
サービス利用日の朝8時30分までに連絡いただけなかった場合	食事代

(2) 利用の追加・終了

①利用を追加される場合

○利用予定日の前に、利用者様、家族様の都合により、通所介護サービス利用の追加を希望される場合、利用者様または家族様、介護支援専門員と相談の上で、可能な場合、利用を追加することができます。

②利用契約の終了

○利用者様のご都合により利用を終了される場合

サービス利用期間中に、終了を希望される場合には、事前に文書または口頭による申し出により利用を中止することができます。

○自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に通所介護サービスを終了します。

- ・利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定され、更新前の要介護認定期間が満了したとき。
- ・利用者様が介護保険施設へ入所したとき。
- ・利用者様がお亡くなりになったとき。

○利用契約の終了

以下の場合には30日前までに施設より文書で通知の上、通所介護サービス利用期間中であっても利用を中止して利用契約を解除することがあります。

- ・利用者様が正当な理由なく利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払われない場合。
- ・利用者様が重大な自傷行為あるいは他傷行為を繰り返すなどにより身体等に重大な障害をもたらす可能性があり、事業者がこれを防ぐことが困難な場合。
- ・利用者様やその家族様が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を発生させた場合

◎施設は、利用者様の体調が良好でなく、サービス利用に支障があると判断した場合、または利用継続により利用者様に不利益が生じると判断した場合は利用中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は実際の利用を基準に計算します。

9. 非常災害時の対策

非常時の対応・・・別途定める「特別養護老人ホーム高倉荘消防計画」にもとづき対応を行います。

防災訓練・・・別途定める「特別養護老人ホーム高倉荘消防計画」にもとづき年2回実施します。

10. 事故と賠償責任

- (1) 事業者は利用者様に対するサービス提供にあたって事故が発生した場合は、県・市・家族代表・医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生時、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、双方（利用者様または家族代表・事業者）協議のうえ、速やかに損害賠償を行います。

11. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- A 研修等を通じ、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- B 地域密着型通所介護計画の作成等、適切な実施の支援に努めます。
- C 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談出来る体制整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2. 苦情の受付

*当施設では苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における 苦情相談窓口	担当者：行藤 隆規 受付時間：月～土曜日（8:30～17:30） TEL：0866-26-1555 FAX：0866-26-1777
公共の苦情相談窓口 いずれも月～金曜日 8:30～17:15	・高梁市役所高齢者支援課 TEL：0866-21-0299 ・新見市高齢者支援課地域包括支援センター TEL：0867-72-6209 ・岡山県国民健康保険団体連合会 TEL：086-223-8811

1 2. 第三者評価の実施状況

実施していない。

1 3. 秘密保持

事業者およびサービス従事者はサービスを提供する上で、知り得た利用者様および家族様等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

ただし、医療上緊急の必要性がある場合に、医療機関等に利用者様に関する心身の状況等情報を提供すること、並びにそれに付随して家族の情報を提供すること、またサービス担当者会議において、事業者が把握している個人情報を用いることがあります。

1 4. 緊急時の対応方法と連絡先

サービス提供中に利用者様に容態の変化・事故などがあった場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、事前に打ち合わせた主治医、ご家族に連絡を取る等必要な措置をいたします。ただし、費用はご利用者様の負担となります。